

第10回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成20年9月24日（水）午後1時30分から午後4時10分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室等

3 出席者等

(1) 委員（五十音順、敬称略）

石井精二、小松一雄、能登原勉、原村憲司、村木ひろ子
山中英子、山中恵子、山本喜代治

(2) 事務担当者

松丸事務局長、山崎首席家裁調査官、立川首席書記官、堀田総務課長（庶務）

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所委員会委員長あいさつ

(3) 協議

ア 少年模擬審判の結果報告（3月10日開催）

庶務から少年模擬審判の結果概要を報告し、各テレビ局で当日放映された模擬審判に関するニュースを視聴した。

（出された意見等の要旨）

（以下、発言者は、◎：委員長、○：委員、◇：庶務等で略記する。）

○ 少年模擬審判の一部を見学した。裁判所の法廷は見たことはあるが、少年審判は初めてであったことから、参加した高校生と同じ思いで見学させてもらった。

○ マスコミも多数集まり、関心の高さに驚いた。アンケートの感想にもあるが、実際に演じた高校生にも好評のようであり、今後も発展的な方向では非継続して実施していただきたい。ただ、テレビ等報道で残念だったのは、高校生が評議を行っている場面がなかったことである。審判の結果について、高校生が各グループに分かれて評議を行い、その結果について発表したところが一番意義があると考えることから、次回開催時には、その点をマスコミに対しアピールしていただきたい。

○ 高校生が各グループで行った評議、その結論に関する発表がすばらしかった。

○ この取組は県内初ということであるが、全国的にはどうか。また、少年審判における被害者傍聬等の準備状況について差し支えなければ教えていただきたい。

◇ 全国的なところは把握していないが、那覇家庭裁判所で取り組んでいることから、当庁も参考とさせていただいた。

少年審判の被害者傍聬等に関しては、現在準備中であり、全国的なところでの協議がなされており、どのように運用していくかや審判廷の在り方等についても検討されているところである。

イ 裁判員制度（模擬評議）について

裁判官役

(裁判長) 小 松 一 雄 委員

原 村 憲 司 委員

小 山 裕 子 長崎家庭裁判所裁判官

裁判員役

出席委員のうち、裁判官役の委員及び法曹委員を除く5人

(当日、急遽欠席者が出了ことから、裁判官3人と裁判員5人の構成で行った。)

(イ) 模擬評議についての概要説明

小山裁判官から、①刑事裁判のルール、②裁判員の仕事、③評議の約束について説明

(ア) 模擬評議の実施

最高裁判所作成の「審理」を題材として、あらかじめ「審理」のDVDの最終評議の前の部分までを視聴してもらった上で実施した。

模擬評議を行った結果、多数決で正当防衛の成立を認めず有罪との結論となり、更に量刑について評議した結果、多数決により懲役3年（ただし、実刑と執行猶予は同数）との結論になった。

(ウ) 裁判員裁判実施に向けた準備等について

長崎家庭裁判所入濱刑事次席書記官の説明

(法曹委員の講評等)

○ 今回題材として使用した「審理」については、評議しにくく、裁判員になることへの不安を感じたのではないか。実際の裁判では、検察としてもっと分かりやすく、証人の数を増やすなど、事実をはっきりさせるような主張、立証をしていきたいと考えているので、今回の評議のように不安を感じることはないと思われる。

おそらく実際の裁判員裁判も「審理」で対象となった事件であれば、同様の期間、手続で3日間で審理し、判決まで進むことになると思われる。

「審理」では、被害者の母親が検察官の隣に座って陳述する被害者訴訟参加制度が採用されている。これは、本年12月1日から実施され、被害者やその遺族などが刑事裁判に参加できるという制度である。「審理」の中で被害者の母の陳述（訴え）を裁判員がどう捉えるかというところが一つのポイントとなると考える。

証人と被害者及び加害者との距離関係の話については、警察又は検察庁における実況見分や現場検証を行って確認しているはずであり、客観的に計測した結果を基に証言していると思われる。

実刑と執行猶予に関し、3年の刑のうち、最初2年を実刑とし、後1年は執行猶予とすることはできないのかという質問があったが、実刑3年のうち1年を執行猶予とすることができないが、現行の制度では、実刑3年のうち2年の刑の執行を終了し、その後の1年は仮釈放で出所できる場合がある。ただし、仮釈放の間に何か罪を犯すと仮釈放が取り消されることがある。

量刑については、模擬評議ではかなり軽くなつたが、検察としては、死亡という重い結果であるため、13年から15年の求刑が考えられるところ、本件の場合、事件の経過や背景事情等の情状を考慮して8年を求刑したのだと思う。模擬評議では、正当防衛で急迫不正の侵害の有無に議論が集中していたが、実際には、急迫不正の侵害の可能性があつたとしても、被害者は素手で殴ったのに、被告人は刃物であり、過剰防衛だという二段階の主張をすることになると思われ、そういうことを加味して8年を求刑したと考えられる。

○ 本日、裁判員役をされた委員の方は、裁判員は難しいと感じられたと思う。今回題材とした「審理」は裁判員裁判を概括的に理解してもらうために作成されたものであり、模擬評議用で活用するには、評議する材料が少ないため難しいと感じた。実際の裁判であればそのようなことはなく、弁護人の主張をとってみても、このケースであれば、殺意を認めることはないだろうし、正当防衛が認められなくても過剰防衛や誤想防衛の主張をすると思う。したがって、実際の裁判では、裁判員はもっといろいろな証拠を見て、多くの主張を踏まえて判断することになるため、選択肢がもっと増えることから、迷うことではないのではないかと考える。

裁判員裁判の評議の際に一番大事だと思うことは、裁判官が適切な説明をする。そしてミスリードをしないことだと考える。本日もそういう視点で拝見させていただいたが、ほとんど問題はなかったかと思われる。

(模擬評議についての意見・感想等)

- 今回の模擬評議については、視覚による印象が強すぎて、実際に裁判員制度が開始された際に、裁判員として参加する裁判の練習とまではいかなかつたと感じている。現実の犯行で映像が残されることはずない。実際の裁判においては、どれだけの再現性があるのかということも思った。
- 評議の際に量刑を決めるとき、裁判官と裁判員との間にかなりの差があつたが、相当な量刑を知らないまま決めるということは本当に良いのかということを感じた。
- 今回、模擬評議を経験して、実刑と執行猶予の判断について、実際の裁判になれば相当迷うのではないかという印象を持った。
- 量刑について、裁判官と裁判員の判断がバラバラになるのはある意味当然のことである。検察官や裁判官は、これまでの裁判の蓄積の中で判断してきたが、裁判員はそれがないところで意見を出していただく。このことが、裁判員制度の良さであることから、遠慮されず自分の意見を出していただきたい。

本日の模擬評議の題材は、裁判員役の方にすれば他人事というか、違う世界の事件として、あまり真実味が感じられなかつたと思うが、裁判員制度が始まって、もし皆さんが裁判員になったとすれば、長崎県内で起きた事件となる。しかも、本日の題材では、「東京都江東区青葉駅」という設定であったが、現実には「長崎駅構内」などということとなり、新聞等でも大きく取り上げられ、身近に感じられることから、もっと真剣に取り組んで頂けるのではないかと思う。

(裁判員制度について)

○ 長崎県は、九州管内で裁判員になりたくないという方が一番多いというアンケート結果が出ていている。ただこの結果をよくよく見ると、長崎県の場合、70歳以上の方はほとんどやりたくないという結果であるが、30歳代では積極的にやりたいとまではいかなくともやりたいという方が多い。高校生になると、非常に熱心で、案外違和感を感じずには模擬裁判などこなしている。こう見ると、現状での最高裁のアンケートによれば、不安であるなどの声が多いことは確かだが、これからのことを考えると思ったよりはスムーズにできるのではないかと感じている。

※ 裁判員制度全般については、このほか、裁判員候補者名簿に関すること、広報活動に関すること、現在、長崎地裁で実施している模擬裁判に関することについて、委員から質問があり、長崎地裁判事次席書記官が回答、説明した。

(4) 次回のテーマ

◎ 長崎家庭裁判所では、来年1月29日（木）、長崎市立図書館において夫婦関係調整調停事件を題材に、一般のみなさまに広く調停制度について理解をしていただくことを目的として「模擬家事調停」を実施する予定にしている。次回のテーマについては、その模擬家事調停の報告と家事調停に関するテーマ、前回の委員会において要望があった少年審判や後見制度などが考えられるが、後日、あらためて委員のみなさまの御意見を伺い決定することとした。

(5) 次回の予定

ア 日程

平成20年2月9日（月）午後1時30分から

イ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(6) 閉会

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成20年9月24日現在

長崎地方検察庁検事正	荒木俊夫
長崎県弁護士会所属弁護士	石井精二
長崎家庭裁判所長	小松一雄
長崎放送株式会社取締役報道局長	財前博
医療法人厚生会 道ノ尾病院顧問	能登原勉
長崎家庭裁判所裁判官	原村憲司
長崎商工会議所女性会監事	
株式会社矢太樓 女将	
社団法人成年後見センター	村木ひろ子
リーガルサポート長崎支部副支部長	
長崎県司法書士会所属司法書士	山中英子
長崎県男女共同参画推進センター長	山中恵子
長崎県立大学シーボルト校	
国際情報学部国際交流学科 教授	山本喜代治